

広島県告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市布野町横谷字吸谷甲七一、丙七一、甲七二の一、甲七二の三、七三の六、七四の一二、七四の一五、七四の二〇、七四の二四、七六の一、甲七六の一一から甲七六の一三まで、七八の三、甲七九の五、八〇の九、甲八二の一、九三の一、九三の二、三〇七の一、三〇八の三、三一二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）